

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

市民が主役の「ねたて」の都市(まち)・ぎのわんの活性化

- * 本市は古琉球の時代より「ねたて」の地域と称されてきました。「ねたて」とは沖縄の歴史的表現で“ 根源 ”または“ 共同体の中心 ”といった意味合いを持つ言葉です。

2 地域再生計画の作成主体の名称

宜野湾市

3 地域再生計画の区域

宜野湾市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域の産業の現状

宜野湾市は沖縄県本島の中核に位置し、古くは交通の要所として繁栄を見た地域である。しかし、本市の中央には広大な米軍基地が存在するため、インフラ等の基盤整備が遅れており、市全体の産業基盤もいまだ脆弱であると言わねばならない。

市全体の事業所総数は約 4,000、総従業員数は約 27,000 人であり、1 事業所当たりの従業員は約 6.5 人であるのに対し、沖縄県の平均では約 6.8 人となっている(平成 16 年・県統計)。この事からも流通産業等、一部の事業所を除き零細企業が多い事が窺える。

しかし、本市は「観光コンベンションアイランド」を標榜する沖縄県の象徴的地区であり、昭和 62 年に開設された「沖縄コンベンションセンター」を中心に大型リゾートホテル、マリーナ等都市型リゾート地区として、最適な条件を備えており観光産業に大きな期待が掛かる。

産業別の就業者比率からもこの傾向は明らかで、全県で第 1 次産業：第 2 次産業：第 3 次産業が 5.4 : 16.9 : 77.7 であるのに対し、宜野湾市の場合 0.7 : 17.4 : 80.5 と第 1 次産業が低く、第 3 次産業が多くなっている。

このような状勢のもと、本市の雇用状況は極めて悪く、失業率は県平均(11.9%)を上回り、12.5%(平成 17 年度国勢調査)となっている。これは、基地が存在することによる産業基盤整備の遅れや、企業の求める技術・技能等の様々な面で求人側と求職者側のミスマッチ等があることによるものであると考えられる。

(2) 地域の取組及び将来像

平成8年12月に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会(SAC)」により、平成19年度を目途にキャンプ瑞慶覧の返還が日米間において合意された。その合意に基づき返還後の跡地利用基本計画が策定された。また、普天間飛行場については、2006年3月に「第2次普天間飛行場アクションプログラム」を策定し、返還に向けた取組を実施している。同基地は前述の如く本市の中心部に位置し、全市面積の約1/4を占めている。同基地が返還され、有効に跡地利用計画が推進される事を前提に、「第3次総合計画」において、将来都市像「市民が主役の「ねたて」の都市(まち)・ぎのわん」醸成のため、5つの基本目標を設定した。

1・市民と共に歩み響きあう都市(まち)

情報の共有化と多彩な参加による市民力を育成する

電子自治体による開かれた行政の下に、市民自らによる交流の促進、IT環境の構築、高度な情報技術によるIT都市の実現を図る。
響きあい、共に育つ心身豊かな社会の実現をすすめる

「地域が人を育て、人が地域を創造し発展させていく」学校における教育・また高齢化社会の到来等を考慮し、市民の生きがいづくりや心の豊かさ、健康づくりに資する生涯学習、スポーツ・レクリエーションの振興に努める。

2・創意工夫に満ちた元気な都市(まち)

出会いと交流を大切に観光・コンベンション機能を充実する

コンベンションセンターを中核とした、西海岸開発と企業誘致は本市の産業振興・雇用創出にとっては最も重要である。そこで、コンベンション支援機能、未利用地の有効活用など都市型リゾート地域・コンベンションシティとしての活性化を図る。

地域の活力につながる商工業を振興する

全国的な傾向であるが、本市においても中心的な市街地の空洞化が進んでおり、商工関係団体等との連携を強化し、大学・研究機関等の協力の下に商工業の振興を図る。

個性ある都市型農漁業や創造的な活動を展開する

本市の特産である田いもや花卉、蔬菜等農耕地の高度利用、また、漁業も含めた観光との連携による都市型農漁業の振興を図る。

3・安心して住み続けられる都市(まち)

市民の明るく安心な暮らしを支え合う

市民が明るく安心して暮らせる街づくりは行政の役割の基本である。市民自らが自己の健康を維持・管理する取り組みを推進するとともに、長引く不況による失業の問題も深刻となっているため、市内事業所の就労環境や雇用福祉など労働福祉の充実を図る。

安全な都市のくらしをまもる

地域の消防・救急・防災・防犯体制を強化し市民が安心・安全に住める街づくりを基本とし、情報通信能力の強化及び救急救命士等の育成を図る。また、防犯・交通安全対策については、学校や地域自治会、警察署等との連携を密にし、市民の防犯に対する意識の高揚を促進する。

4・持続発展可能な美しい都市（まち）

次世代に誇れる持続発展可能な都市を形成する

都市における自然環境を保全するとともに、ごみの減量やリサイクルの推進など環境衛生対策及び循環型社会を形成する。

快適なくらしを支える美しい都市基盤整備をすすめる

健康で文化的な生活を営むため、美しい街づくりを目標に、都市基盤の整備を進める。

5・平和で発展する都市（まち）

基地の返還と市民のための跡地利用を促進する

住みよい安全な街づくりのためには、市街地の中心に位置する普天間基地の問題は本市にとって最大の課題である。早急な移転を推進すると同時に、跡地利用に関しても円滑に行えるよう体制を整え、この体制の下で公共公益施設用地の先行取得や国有財産の利活用に向けた特例措置等具体的な取り組みを早期に実施する。未来に向けた平和行政を推進する

「ねたて」のまちから平和行政について未来へ発信していく事は大きな意義を持つ。

本市は多くの課題・問題点を解決するために、以上のような基本目標を設定し、行政・市民が一体となり「地域再生」に取り組んでいるが、その中でも最も重要なことは、それら課題に取り組む人材の育成であり、同時に結果としての雇用の創造・促進による失業対策である。その意味でも、本計画を策定し、地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)を活用することで得られる雇用の創出は市及び市民にとって、時宜を得たものであり意義深い事業であると考えます。

本計画による平成21年度までの目標達成指標は、以下の通りである。

1・西海岸地区における、観光・コンベンション事業における雇用の創造	
・ホテルマン育成による雇入数の合計	190名
・観光ガイド・翻訳・通訳雇入の合計数	64名
計	254名

2・普天間地区活性化に伴う、起業家誘致による雇用の創造（雇用拡大メニュー）	
・出店者育成	52名
・ゲストハウス経営者育成	63名
計	115名
3・IT関連人材育成による雇用の創造	
・高度IT人材育成（PG・SE育成）	90名
・コールセンター要員人材育成	300名
計	390名
合計	759名

5 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要

本市が持続的に平和で豊かな都市（まち）、市民が主役の都市（まち）を実現していくためには、地域の人材育成および地域経済の発展が不可欠である。このためには地域資源や特性を十分に活かした取り組みを促進することが必要であり、関係者が有機的に連携し、観光・コンベンション機能の充実による出会いと交流の場の創出、IT産業の育成・誘致、起業家誘導および既存商工業の再生による既成市街地の活性化、特産品開発等による都市型農業の振興を図ることで、雇用機会を拡大し、安心して暮らせる個性と活力ある都市（まち）を創造する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置を受けて行う取組

(1) 支援措置の名称及び番号

地域雇用創造推進事業（厚生労働省）【B0902】

(2) 実施主体

宜野湾市雇用創造促進協議会

（構成：宜野湾市、宜野湾市商工会、（社）宜野湾市観光振興協会、
沖縄国際大学産業総合研究所）

(3) 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

1. 雇用創出メニュー

(ア) 中心市街地である普天間地区の再開発に伴う雇用の創出

1) 門前町としての再開発による、空き店舗への起業家誘致

本市は普天間基地を取り囲むように市街地が広がっているが、インフラの基盤整備が出来ず、中心市街地には空き店舗が目立っている。

うち、規模も大きく空き店舗率（1階店舗のみ 19.1%（バックアップ事業による））の高い地域が普天間地区である。普天間地区には、「普天満宮・神宮寺」の寺社があり、琉球王朝時代の旧暦 9 月 9 日～15 日には「フティ・マ・メイ」と称し王・王妃及び重臣・女官等が参拝したと言う史実がある。

また、太平洋戦争以前はこの風習が一般化し、この期間大変な賑わいを見せ恒例化していた。今回、市協力の下に、8 通り会、区長会が一体となり「普天間 ヒヤミカチ まちづくり協議会」を発足させ、「普天間地区中心市街地活性化」の取り組みが始まり、「フティ・マ・メイ祭り」を契機に空き店舗に起業家を誘致し、街の再開発を民間主体にて実施していく。

2) ゲストハウス誘致による、空き店舗への起業家誘致。

「普天満宮・神宮寺」を中心にした活性化を契機に、2階部分空き店舗を利用した「ゲストハウス街」構想を開始していく。

現在の来沖観光客は、若年層も多く、また、長期滞在型へと移行している。結果、那覇市・沖縄市等には安価にて宿泊できる、ドミトリ、ゲストハウスが多く開店してきている。西海岸を中心とした「都市型観光」「マリン支援センター」を中心とした、マリンレジャーの普及等、本市は今後、目的を持った若年層の観光客の増加が見込まれ、ゲストハウスへの需要が高まると予想される。ゲストハウスもクラスター化することにより防犯・衛生・経営効率が図れると考え、「普天間 ヒヤミカチ まちづくり協議会」の協力の下に起業家を誘致していく。

1) 及び 2) 共に、起業家誘致であり、起業家としての人材育成プログラムとして、経営 マーケティング 防犯・衛生等の基礎教育をしていく。また、起業家の雇用者を対象に、一般教養・PC 初級等のコースを設ける。

2. 人材育成メニュー

(ア) 西海岸地区を中心とした観光・コンベンション事業の活性化による雇用の創出

1) 既存の大型ホテル及び、誘致されたホテルへの雇用に伴う人材育成

西海岸地区は、前述の如く沖縄県における都市型観光・コンベンションの中心的地区であり、新たに国際級の大型ホテル 2 件の誘致・設立も決定し平成 20～21 年度オープンを目指している。県の基幹産業としての観光・コンベンション産業の活性化には、人材の育成が必須条件となる。

人材育成は、以下の 3 段階に分け実施していく。

一般従業員 部門別主任クラス 部門別支配人クラス
* なお、一般従業員についての基礎的研修はコールセンター要員・店舗・ゲストハウス従業員と合同にて行う。

2) 観光ガイド・翻訳・通訳者雇用に伴う人材育成。

平成 18 年度の来沖観光入客数は 567 万人であり、うち、国外よりの観光客は 12 万人である。県の目標としては将来的に 1,000 万人の観光入客、200 万人の外国観光客誘致を目標としている。そのため、県は平成 19 年に「地域限定通訳案内士」制度を導入するなど環境整備に着手している。

今回、新パッケージ事業により、英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語の 4 ヶ国語の「観光ガイド」の養成をしていく。

また、平成 18 年度沖縄県で実施されたコンベンションは約 560 件であり、うち国際コンベンションは 14 件であった。県の目標は年間 200 件の国際コンベンションの誘致であり、「アジアゲートウェイ構想」も標榜している県にとっては、コンベンション機能のハード・ソフトの充実が急がれている。

現在県には、P C 協会 (Professional Congress Organizer : コンベンション等を専門的かつ総合的に組織・企画・運営する専門機関) が存在せず、I D B 総会 (The Inter American Development Bank : 米州開発銀行) 等の大型コンベンションは県外の P C O 協会に委ねているのが現状である。そこで、一般国際観光客及び国際コンベンション誘致の絶対必要条件として「観光ガイド」「通訳」の人材養成が求められている。

教科課程は 観光ガイドに関しては、イ・沖縄情報の認知 ロ・外国語ガイド養成。通訳者については、イ・一般通訳 ロ・同時通訳の 2 段階に分け、育成過程としていく。

イ) I T 関連人材育成による雇用の創造

1) 高度 I T 技術者、コールセンター要員育成

本市は、平成 10 年沖縄振興特別措置法に基づき情報通信産業振興地域に指定されており、平成 15 年には「宜野湾ベイサイド情報センター」も設立されている。元来はインキュベート施設として開設したが、現在は高度な技術を持つ組織体を形成している。オフショア構想等と連動し高度な I T 関連の人材育成の拠点として有効と考える。また、市内には大型コールセンターも存在し多くの雇用の創出が見込まれる。

現在、県及び琉球大学にて超高度 I T 技術者養成のプロジェクトは実施されているが、対象は在職者であり、そのスキルは P M (プロジ

エクトマネージャー)クラスである。実際に県内で不足している人材は、1段下のランク=PG・SEであり、IT高度人材育成の拠点としていきたい。カリキュラムは、ある程度のスキルを持つ失業者を対象に、初年度6ヶ月次年度より9ヶ月コースを設定して実施する。

5 - 3 - 2 その他の事業

(1) 空き店舗対策事業

宜野湾市が指定する地域の空き店舗を活用する事業者へ、最大で6ヶ月間、家賃の半額(1ヶ月5万円を上限とする)を補助する制度。新規事業者へ開業費用の負担を軽減し、宜野湾市への開業を促すことで、市内商店街の空洞化を抑制し、商業の振興、雇用の拡大を図る。

(2) 企業誘致(ホテル・複合的娯楽施設・コールセンター等)

本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、西海岸開発と企業誘致に力を入れている。このため、観光リゾート産業やリゾートホテル等宿泊施設の誘致、また、相乗効果を生み出す商業集積施設の誘致を促進し、アフターコンベンションの充実を図るなど、コンベンションシティとしての街づくりに取り組む。

(3) 地域創業助成金の活用

地域に貢献する産業又は地域が設定した重点分野における創業を行うものに対し、創業経費及び雇い入れ経費についての助成を行い、支援する制度である。本市は地域重点分野を食料品製造業、各種商品小売業、一般飲食店に設定し、助成金の活用ができるよう支援を行う。

(4) 宜野湾マリン支援センター

本支援センターは、近年増加するマリンスポーツ需要に応えるべく、マリンスポーツ体験型施設である。市民がマリンスポーツを体験することにより、地域の海に親しみを持ってもらうことを目的とする。また、本県の観光産業の担い手であるマリン関連業者への支援を行い、業者、学校、海洋研究者等の技術・人的提携による海の指導員の育成を行い雇用促進の支援を行う。

6 計画の期間

認定を受けた日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 1) 各事業単位に於けるアウトプット、アウトカム数の週単位集計と、月単位の集計。

2) 受講者、受け入れ企業に対する、定性・定数アンケートの実施。

以上の2つにより、雇用人数を把握し、目標数値比較により、評価を行うものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし